

～振興山村<sup>※1</sup>で事業を展開される**事業者**の皆様へ～

# 山村税制特例を 活用してみませんか

山村税制特例とは、振興山村で製造の事業等を営む事業者が、それら事業に使用する機械や建物を取得等した場合に、特別償却<sup>※2</sup>ができる制度です。

## 特例の内容

製造の事業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取得、建設等した場合に、事業に使用した日を含む事業年度において、機械や建物等資産の通常の償却に加え、取得価額の一定割合に相当する額を特別償却することができます。



## 特別償却が可能な対象業種及び特別償却率等

業種	製造の事業	旅館業
取得価額	2,000万円超	
特別償却率	機械等 10/100 建物等 6/100	建物等 6/100

※1: 振興山村とは、林野率が高く人口密度が低い地域で、山村振興法の規定に基づき指定された区域。

※2: 特別償却とは、通常の償却に上乗せして償却できる制度。初年度の所得税額・法人税額を軽減することができます(課税の繰り延べ効果が発生)。

# 振興山村での事業展開を 税制の優遇措置により支援します！

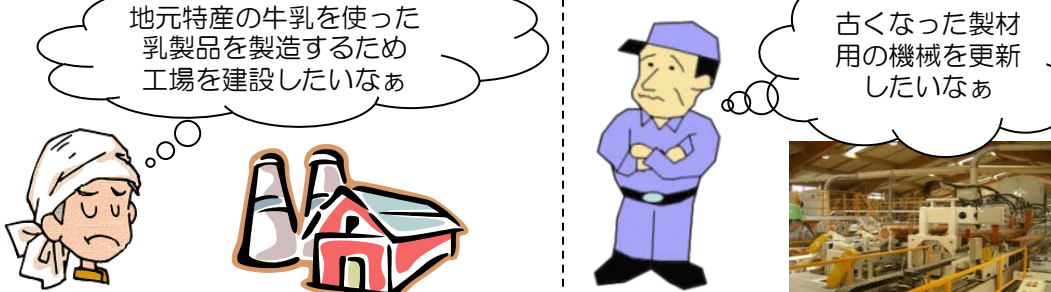
1

事業を拡大したい！

設備を更新したい！

地元特産の牛乳を使った乳製品を製造するため工場を建設したいなあ

古くなった製材用の機械を更新したいなあ



工場建設のイメージイラスト

製材機械のイメージ写真

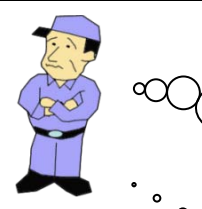
2

でも...

不況だしなあ  
機械を購入するのは  
あきらめようかなあ

高い機械を購入すると、手元に残る現金が減るから心もとないなあ

なにか、いい制度はないかなあ




3

山村税制を適用すると...

通常の減価償却に上乗せして、特別償却をすることができます。

特別償却費は費用として経理処理できるため、課税所得を低く抑えることができ、結果として、法人税を低く抑えることができます。

※ 特別償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却額の総額は同じとなります。




4

よかった！

山村税制を適用したことで、工場の建設に踏み切ることができた。

手元に現金が残っているので、更なる設備投資をかんがえようかなあ。

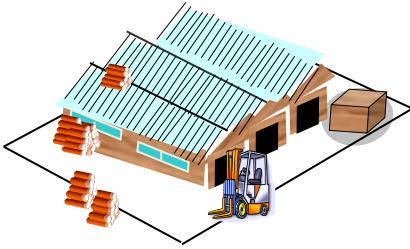
新しい設備で作業効率を上げて、収入の増加を図るぞ！



# 製造の事業・旅館業とは？

## 製造の事業

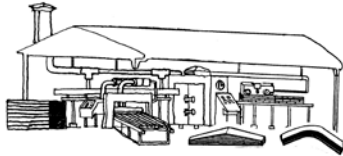
◇木材・木製品製造



◇食料品製造



◇繊維製造



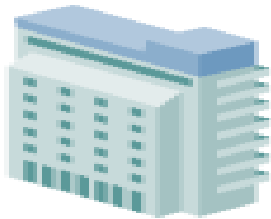
その他

- ◇家具・装備品製造
- ◇石油製品・石炭製品製造
- ◇金属製品製造
- ◇生産用機械器具製造
- ◇電気機械器具製造

等

## 旅館業

◇ホテル営業



◇旅館営業 等



※ 日本標準産業分類(総務省)を参考にして下さい。

※ 取得等した機械及び建物が、特別償却の対象になるかどうかは、最寄りの税務署でご確認下さい。

## 特別償却の効果

機械等を取得等して事業の用に供した事業年度の申告時、経費に通常の償却額に加え特別償却額を算入することができるため、初年度における所得税額・法人税額を軽減することができます。

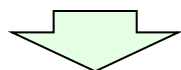
## 具体例

A県B村(振興山村)の製材業者Cは、製材用の機械を購入した。

### 【前提条件】

- ・償却前の課税所得額は1,000万円
- ・取得価額2,800万円(法定耐用年数8年)の機械を定額法により償却

項目	通常	特別償却した場合
①償却前の課税所得額	1,000万円	1,000万円
②償却額	普通償却額 <sup>※1</sup>	350万円
	特別償却額 <sup>※2</sup>	—
	償却額計	350万円
③課税所得額(①-②)	650万円	370万円
④法人税額(③×法人税率25.5%)	<b>166万円</b>	<b>94万円</b>



※1 普通償却額  $2,800万円 \div 8年 = 350万円/年$   
※2 特別償却額  $2,800万円 \times 10.0\% = 280万円(初年度のみ)$

## 初年度 72万円の減額！

通常の場合の1年目の法人税額は166万円ですが、特別償却した場合には94万円となり、通常の場合に比べ72万円の減額となります。

(※特別償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却額の総額は同じとなります。)

## お問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 農村政策部  
中山間地域振興課 調査調整班  
(代表)03-3502-8111(内線)5631  
(直通)03-3502-6005



申請に関するお問い合わせは、

- ・各国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」
- ・国税庁のタックスアンサー <http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm> をご利用下さい。